

使用済紙おむつの再生利用等の促進に関するプロジェクトの検討結果とりまとめ（令和5年8月）

- 大人用紙おむつの消費量は、高齢化により、**一般廃棄物の割合**は、2020年度時点では**約5%**程度だったところ、**2030年度頃には約7%**程度となる見込み。
- 現在その多くは市区町村等の廃棄物処理施設において焼却処分されているが、**素材としては上質パルプ、フィルム、吸水性樹脂から構成**されており、再生利用等により**パルプ等の有効利用が可能**。
- 再生利用等の促進により、**一般廃棄物の焼却処理量の減少**等による廃棄物処理の合理化や**資源循環の促進**等にも繋がる

環境省の今後の取組の方向性



取組のポイント

| 情報提供 | 自治体支援 | 事業者支援 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 関心がある自治体等の協力を得て、自治体内部の検討・判断に必要な情報について国が調査・整理し、情報提供を行う。 ● 取組の中で明らかになった課題を整理し、「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を改訂。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体の取組の段階ごとに必要な支援（※）を行い、更なる底上げを行って手順ごとの先行事例を創出。 ● 課題解消のための自治体間のマッチングを行う。 <p>※支援の例： 回収ボックス設置等の実装支援、排出量調査等支援、自治体の課題解決のためのコンサルティング、取組を行っていない自治体へのアプローチ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対し、技術開発や設備導入に関する必要な支援（※）を実施。 <p>※支援の例：実証事業に対する補助、リサイクル設備導入の補助</p> |

※一部は来年度以降実施予定。

環境省、自治体による支援の範囲等の相関図



達成目標

自治体・企業における使用済紙おむつの再生利用等の取組を更に拡大させ、**2030年度までに実施・検討を行った自治体の総数を100自治体**とするとともに、今後の状況に合わせた柔軟な対応を行い、**持続可能な取組**にしていく

※現在環境省が把握している自治体数の約3倍
紙おむつの一括回収の導入等により同時に実現

| | | |
|------------------------|-----------|--------------------------------------|
| 排出量が増加した使用済紙おむつの処理の最適化 | 地域の資源循環促進 | 紙おむつ利用者（子ども・高齢者等）と関係者（保護者・介護者等）の負担軽減 |
|------------------------|-----------|--------------------------------------|

このページのポイント（坂本所管含む）

- 環境省は、もともと法律制定、通知を発信するのが主な役割
- おむつのマテリアルリサイクルの取り組みを「情報提供」等で支援
- 自治体へ支援等も行うことで、自治体のごみ処理計画へ入れることも期待してか
- マテリアルリサイクルの推進とともに、市町村の焼却炉の延命にもつながれば
- 2030年度目標：100自治体での取り組み（日本全国1700ほどの自治体総数）
- 今後もこの取り組みについて環境省や自治体からの発信が増えていくものと推測
- 今後の取り組みをまとめたものが、次ページの一枚絵
(<https://www.env.go.jp/content/000152784.pdf>)

使用済紙おむつの再生利用等の促進

- 使用済紙おむつの再生利用等の取組は、廃棄物処理の合理化に加え、地域の資源循環促進、子育て世帯等の紙おむつ利用者・関係者の負担軽減等、地域課題の解決に貢献し得る重要な取組。
- 今般、**2030年度までに、取組の実施・検討を行った自治体の総数を100とする目標**を掲げ、各施策を展開する。

環境省による支援

情報提供

自治体での検討着手に必要な情報を国が調査・整理し、情報提供。

自治体支援

自治体の取組段階（現状調査、回収・再生利用等の方式検討、設備導入、住民等への普及啓発等）ごとに必要な支援の実施。

事業者支援

技術開発・設備導入への支援、自治体や事業者間のマッチング支援の実施。

